

【新設】（特定事項記載書類の性質）

17－3－6 規則第59条の2第1項《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に規定する特定事項記載書類（以下17－3－8までにおいて「特定事項記載書類」という。）は、同項に規定する関連者間取引（以下17－3－11までにおいて「関連者間取引」という。）に関して受領し、又は作成した同項に規定する書類で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないもの（以下17－3－7において「取引関係書類」という。）に同項各号に掲げる当該関連者間取引の区分に応じ当該各号に定める事項（以下17－3－7において「必要記載事項」という。）の記載又は記録がない場合に、その記載又は記録がない事項（以下17－3－8までにおいて「特定事項」という。）を明らかにするためのものであるから、当該関連者間取引について、その内容の全てを記載する必要はなく、特定事項が明らかにされていれば足りることに留意する。

なお、特定事項がない場合には、特定事項記載書類の取得等を要しないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、法人税法施行規則第59条の2第1項《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に規定する特定事項記載書類が、特定事項を明らかにするためのものであるとともに、特定事項がない場合には特定事項記載書類の取得等を要しないことを明らかにしたものである。
- 2 本特例においては、関連者間取引に関して受領し、又は作成した取引関係書類に必要記載事項の記載又は記録がない場合には、特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等をしなければならないこととされている（規59の2①）。
- 3 ところで、本特例においては、関連者間取引に関して特定事項記載書類の取得又は作成が求められることから、その前提となる取引関係書類に記載又は記録された事項と特定事項記載書類に記載すべき事項との関係が問題となる。しかしながら、本特例において取得又は作成を求められるのは、関連者間取引に関する包括的な説明資料ではなく、取引関係書類によって明らかにならない特定事項を明らかにするためのものである。したがって、取引関係書類により必要記載事項を確認することができる場合には、特定事項が存在しないため、特定事項記載書類の取得又は作成を要しないこととなる。また、特定事項が存在する場合であっても、特定事項記載書類に記載すべき事項は、当該特定事項に限られ、取引関係書類に既に記載又は記録されている事項まで含めて関連者間取引の内容を網羅的に整理し、記載することを求めるものではない。
- 4 そこで、本通達においては、特定事項記載書類に記載すべき事項は特定事項に限られ、関連者間取引の内容の全てを記載する必要はないこと、また、特定事項がない場合には特定事項記載書類の取得等を要しないことを留意的に明らかにしている。